## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正後)の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行(一部の規定は平成31年4月1日施行)

#### 1. 基本理念

※赤字は法改正を受けた規定

バリアフリー<u>法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨</u>として行われなければならないことを基本理念として明記

### 2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- 移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ・新設等・既存にかかわらず、<u>基本方針において各施設の整備目標を</u> 設定し、整備推進
- ○貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- ○各施設設置管理者について情報提供の努力義務

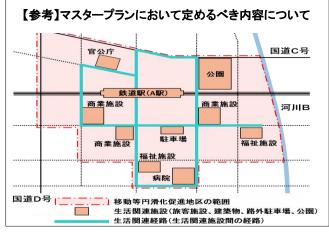


#### 〇公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ▶ ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容(「判断の基準」)を国交大臣が新たに作成
- ▶ <u>事業者が、ハード・ソフト計画\*の作成・取組状況の報告・公表を行う制度</u> を創設
  - ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制 等

### 3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において 重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
- 〇市町村が<u>移動等円滑化促進方針(マスタープラン)</u>を定める制度を創設
- ○基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
  - ※平成30年度予算において、マスタープラン作成に係る支援措置を創設



○駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に<u>近接建築物への</u> <u>通路・パリアフリートイレ整備を促進するため、協定(承継効)・容積率</u> 特例制度を創設

### 4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価等

- †・バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等 ボ「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、
- † 国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記)

○<u>国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置</u>し、 **定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価**する努力義務

しに際

(体事

子業の調

整が

困

な場

### 【着手段階】

庁内体制の構築

(福祉関連部局、都市計画関連部局、建設・土木関連部局等の連携)

### 協議会の設置

(市町村の担当者、高齢者・障害者等、施設設置管理者、学識経験者等による協議会)

### 【作成段階】

現状調査

(まちあるき点検、アンケート調査、ヒアリング等の実施)

# 移動等円滑化促進方針の作成

- ○市の現状の課題等を踏まえたパリアフリー化の方針 の設定
- ○パリアフリー化の促進が必要な地区(移動等円滑化 促進地区)の設定
- ○高齢者・障害者等が日常生活等で利用する施設及び 当該施設の相互間の経路の指定並びにこれらにおけ るバリアフリー化の方針の設定
- 〇届出制度の対象となる区域の設定
- ○バリアフリーマップ作成に係る情報提供内容の設定

<移動等円滑化促進地区のイメ 国道C号 살團 **南非洲形** 河川B 生活開進施款(旅客施款、建築物、

直ちに具体事 業の調整がで きる場合

### 【管理段階】

評価

(バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)

見直しに際して具体事業の調整ができる場合

## 基本構想の作成

- ○バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが必要な地区 (重点整備地区)の設定
- ○特定事業等の事業の設定(下記のいずれか一つ以上)
  - 公共交通特定事業 (エレベーター、スロープの設置等)

道路特定事業

(歩道の拡幅、段差の解消等)

路外駐車場特定事業 (車椅子使用者用駐車施設の設置等)

都市公園特定事業 (スロープの設置等)

建築物特定事業 (エレベーター、スロープの設置等)

交通安全特定事業 (音響式信号機の設置等)



【管理段階】

評価 (バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)

新たな事業の設定に至らない場

したが